

株 主 各 位

山口県下関市竹崎町四丁目1番22号

株式会社エストラスト  
代表取締役社長 松 川 徹

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。 **議決権の行使につきましては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、2021年5月27日（木曜日）午後6時までに到着するよう、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月28日（金曜日）午前10時30分
2. 場 所 山口県下関市竹崎町四丁目4番8号  
シーモール2階 シーモールパレス ダイアモンドの間  
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第23期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第23期（2020年3月1日から2021年2月28日まで）計算書類報告の件  
決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
  - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。

◎本株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.strust.co.jp>）に掲載いたします。

（新型コロナウイルス感染症への対応について）

- ※ 本総会終了後の会社説明会は、昨年に続き中止とさせていただきます。
- ※ 株主総会出席の株主様へのお土産についても取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

## (添付書類)

# 事業報告

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動や社会生活全般に大きな影響を受け、景況感が悪化しており、今後も景気動向には依然として不透明感が残る状況にあります。

当社グループが属する不動産業界におきましては、引き続き住宅ローン金利が低位で推移するなど、住宅需要は底堅く推移しております。一方で、モデルルーム来場者を完全予約制にするなど、感染予防に努めながら販売活動をおこなっており、また、建築コストの高止まりの中、住宅着工戸数は弱含んで推移するなど、事業環境の厳しさは強まりつつあります。

このような市場環境の中、当社の主力事業である不動産分譲事業のうち、収益に大きく寄与する分譲マンションについては、467戸の引渡が完了いたしました。山口県において展開する分譲戸建については、54戸の引渡が完了いたしました。その結果、当連結会計年度において分譲マンション及び分譲戸建の総引渡戸数は521戸（前期比34戸増）となり、売上高は増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は16,669百万円（前期比9.4%増）、営業利益は979百万円（同35.9%増）、経常利益は813百万円（同44.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は548百万円（同42.1%増）となりました。

また、親会社である西部瓦斯株式会社並びに同社グループの関連部門と連携し事業推進体制を整備しております。今後、同社並びに同社グループとのシナジー効果の最大化に向け、プロジェクト用地情報の共有をはじめとするグループ連携を深めてまいります。

### 事業セグメント別売上高

区 分	売 上 高	構 成 比
不 動 産 分 譲 事 業	15,736 百万円	94.4 %
不 動 産 管 理 事 業	526	3.2
不 動 産 賃 貸 事 業	215	1.3
そ の 他	191	1.1
合 計	16,669	100.0

(注) 上表の金額には消費税等は含まれておりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、5百万円であり、内訳は、山口県内の賃貸不動産(不動産賃貸事業セグメント)の設備更新2百万円等であります。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

不動産業界におきましては、住宅取得に対する税制優遇等もあり、住宅需要は底堅く推移しているものの、地価の上昇や労務費の高騰から分譲マンションの建設費が上昇傾向にあり、今後の事業環境は、楽観視できない状況にあります。

このような環境の中で、当社グループは、引き続き不動産市況の変動に適切に対応するとともに、他社との差別化を一層推進し、長期的な競争優位性を維持しながら収益力向上を図るため、特に以下の内容を重要課題として取り組んでまいります。

### ① 資金繰りを考慮した事業の展開

当社グループの分譲マンション開発には期間を要し、その間に発生する建築費等の支出を考慮した場合、複数の案件を手掛けることは、資金繰りに支障をきたす可能性があります。当社グループは今後も、販売中の既存物件の契約状況に十分に配慮しながら、適切なファイナンスを実行し事業拡大を図ってまいります。

### ② 経営管理体制の強化

当社グループの属する不動産業界は、「建築基準法」、「国土利用計画法」、「都市計画法」、「宅地建物取引業法」等、建築や不動産取引に関わる多数の法令及び各自治体で定められる建築に関する条例等の法的規制を受けております。これらの法令や各種業務に伴い発生するリスクは著しく多様化し、その影響は増大しております。

また、企業の社会的責任も増大してきており、企業は自身の責任と判断でそのリスクを管理し、収益を上げていくことが必要であります。当社グループは、多様化するリスクを正確に把握し、業務が適正かつ効率的に遂行される仕組みである内部統制システムの構築を進めるとともに、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるため、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要視した経営管理体制の構築に取り組んでまいります。

### ③ 人材育成の強化と人材の確保

当社グループでは、役員及び従業員のスキルアップが不可欠と認識しており、職種に応じた専門知識の修得だけでなく、他分野での知識の修得を奨励する資格手当制度を定めております。今後も、これらの制度を拡充し人材の育成に努めてまいります。また、事業発展の前提となる人材の確保につきましては、中途採用に加え、新卒の定期採用等を積極的に実施し、優秀な人材の確保に努める方針であります。

### ④ 再開発プロジェクト及び複合プロジェクトにおける進捗管理

当社グループでは、再開発プロジェクト及び複合プロジェクトを手掛けており、仕掛販売用不動産が大きく増加している要因となっております。再開発プロジェクト及び複合プロジェクトは、その性格上、事業規模の大型化や開発期間が長期化いたします。当社グループは、プロジェクトの進捗など、適切に管理を行い、事業拡大を図ってまいります。

当社グループにおきましては、これらの対処すべき課題を真摯に受け止め、今後の事業展開において更なる事業拡大と経営管理体制の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの経営に対する格別のご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	2017年度 第20期	2018年度 第21期	2019年度 第22期	2020年度 (当連結会計年度) 第23期
売 上 高	13,923 百万円	15,659 百万円	15,233 百万円	16,669 百万円
経 常 利 益	1,043 百万円	1,312 百万円	562 百万円	813 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	719 百万円	891 百万円	385 百万円	548 百万円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	116.70 円	144.51 円	63.36 円	92.60 円
総 資 産	15,864 百万円	22,595 百万円	24,950 百万円	28,702 百万円
純 資 産	5,174 百万円	5,989 百万円	6,102 百万円	6,566 百万円

## (6) 親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

当社の親会社は西部瓦斯株式会社であり、同社は当社の株式を3,145,295株（持株比率53.1%）保有しております。なお、当連結会計年度における親会社との重要な取引はございません。

## ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社トラストコミュニティ	10 百万円	100.0 %	不動産管理事業 不動産賃貸事業

## (7) 当社グループの主要な事業セグメント

当社グループは、当社（株式会社エストラスト）及び連結子会社1社（株式会社トラストコミュニティ）で構成されており、山口県及び九州の主要都市を中心に、主に不動産分譲事業を展開しております。

当社では、事業用地の仕入れを行い、分譲マンション及び分譲戸建を企画開発し、エンドユーザーに提供しております。また、株式会社トラストコミュニティにおいて、マンションの管理組合より建物管理業務を受託する不動産管理事業を行っております。

なお、当社グループにおいて、不動産賃貸事業として優良な収益物件を厳選して取得しており、安定的な賃料収入を確保しております。

## (不動産分譲事業)

当社は、自社ブランド「オーヴィジョン」マンションを主に山口県及び九州の主要都市において提供しております。当事業では、当社が販売代理で培ってきた販売力を活かしながら、デベロッパーとして商品企画部門と販売部門が一体となることで、お客様の多様化するニーズやトレンドを商品企画に反映することが可能となりました。

また、分譲戸建においては、山口県におけるこれまでのマンション供給実績とブランド力を活かし、「オーヴィジョン」ホームを展開しております。

「オーヴィジョン」シリーズにおいては、「人と地球にやさしい暮らし」をコンセプトに、環境に配慮した良質な住まいの提供を通して、人と社会と環境に貢献する住まいづくりを目指しております。

(不動産管理事業)

連結子会社の株式会社トラストコミュニティにおいて、マンションの管理組合より建物管理業務を受託するマンション管理業等を行っております。

(不動産賃貸事業)

当社グループにおいて、収益基盤の安定化を図るため、不動産賃貸事業を行っており、財務状況・市況等を慎重に判断しながら、優良な収益物件については積極的に取得を進めております。

(その他)

当社グループは、その他附帯事業として不動産の売買及び仲介等を行っております。

(8) 当社グループの主要拠点等  
当社

名 称	所 在 地
本 社	山口県下関市
支 店	福岡市博多区
営 業 所	山口県山口市、山口県周南市、福岡市南区

子会社

名 称	所 在 地
株式会社トラストコミュニティ	山口県下関市

(9) 当社グループの使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
67 (32) 名	△7 (3) 名	36.5歳	6.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 口 銀 行	2,474 百万円
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	2,438
株 式 会 社 福 岡 銀 行	2,407
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,305
株 式 会 社 西 京 銀 行	2,181
農 林 中 央 金 庫	1,200
山 口 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	908

## 2. 会社の株式に関する事項

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数          | 11,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式を含む） | 6,167,000株  |
| (3) 当事業年度末の株主数        | 11,874名     |
| (4) 上位10名の株主          |             |

株主名	持株数	持株比率
西部瓦斯株式会社	3,145,295株	53.1%
岡部産業株式会社	267,000	4.5
笹原友也	214,856	3.6
松川徹	111,727	1.9
株式会社山口銀行	100,000	1.7
株式会社福岡銀行	85,000	1.4
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	73,900	1.2
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	57,771	1.0
岩男登記子	46,700	0.8
株式会社日本カストディ銀行 （信託口5）	40,700	0.7

- (注) 1. 当社は、自己株式 240,078株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日にJTCホールディングス株式会社と資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社カストディ銀行に商号変更しています。

## 3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等

(2021年2月28日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	笹原友也	株式会社トラストコミュニティ 代表取締役社長
代表取締役社長	松川 徹	株式会社トラストコミュニティ 取締役
専務取締役	藤田尚久	株式会社トラストコミュニティ 監査役
常務取締役	藤本隆史	株式会社トラストコミュニティ 取締役
常務取締役	中山公宏	建設部長
取締役	小林 聖	事業開発部長・株式会社トラストコミュニティ 取締役
取締役	松田吉景	営業部長
取締役	山根康路	山根総合法律事務所 代表
取締役 (常勤監査等委員)	沖元憲裕	
取締役 (監査等委員)	松田和久	西部瓦斯株式会社 執行役員 事業開発部長
取締役 (監査等委員)	杉本康平	杉本康平税理士事務所 有限会社あらた 代表取締役

- (注) 1. 取締役山根康路氏、取締役沖元憲裕氏及び取締役杉本康平氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査等委員会は、監査機能強化及び社内会議への参加等による情報収集を行うことを目的に取締役沖元憲裕氏を常勤監査等委員としております。  
3. 取締役杉本康平氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役山根康路、取締役沖元憲裕氏及び取締役杉本康平氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役松田吉景、山根康路、取締役（監査等委員）沖元憲裕、松田和久及び杉本康平の5氏と、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。



## (3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	支給人数	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8名 （ 1名）	154百万円 （ 1百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （ 2名）	6百万円 （ 6百万円）
合 計 （うち社外取締役）	11名 （ 3名）	160百万円 （ 7百万円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員である者を除く）の報酬限度額は、2018年5月25日開催の第20回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、2020年5月27日開催の第22回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の総額を年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2015年5月27日開催の第17回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式の付与による報酬額として、37百万円が含まれております。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 山根康路は、弁護士であり、山根総合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）杉本康平氏は、杉本康平税理士事務所の経営及び有限会社あらたの代表取締役を兼務しており、当社と有限会社あらたとの間に取引関係はありませんが、杉本康平税理士事務所とは事務所の賃貸借契約を締結しております。

② 当該事業年度における主な活動内容

区 分	氏 名	主 な 活 動 の 状 況
社 外 取 締 役	山 根 康 路	当事業年度開催の取締役会18回中17回に出席し、弁護士としての経験や専門的見地から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	沖 元 憲 裕	当事業年度開催の取締役会18回の全回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回の全回に出席し、必要に応じて監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	杉 本 康 平	当事業年度開催の取締役会18回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会14回中13回に出席し、必要に応じて税理士としての専門的な見地から監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況を確認し、一定程度の効率化を図りつつ設定された報酬額の見積りの妥当性を監査品質維持の観点から検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である新収益認識基準導入に係る助言・指導業務について対価を払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当すると認められた解任が相当であると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、上記の解任事由に該当しない場合であっても、当社の監査を遂行するに不十分であり改善の見込がないと判断した場合には、会計監査人を不再任とするため、株主総会に提出する新しい会計監査人の選任を内容とする議案を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制  
当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、2015年5月27日開催の取締役会にて内部統制システム整備の基本方針を以下のとおり定めております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ 取締役及び使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
  - ロ 経営企画室は、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告される体制を構築する。
  - ハ 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
  - ニ 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ 当社の取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
  - ロ 取締役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ 当社は、経営企画室が定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、検査実施項目に遺漏のないよう確認し、必要があれば検査方法の改定を行う。
  - ロ 経営企画室の検査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。
  - ハ 経営企画室の業務を円滑にするために、「コンプライアンス規程」、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアル等の整備を行うとともに、損失の危険を発見した場合は直ちに経営企画室に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役会は経営理念を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期毎の業績管理を行う。
  - ロ 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
  - ハ 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社グループの子会社は、当社が取締役会等による意思決定及び業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、当社が業務執行の業況等の確認を行うこととする。
  - ロ 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則、税法、その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。
  - ハ 当社及び当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社及び当社グループでの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等について、必要に応じて外部からの最新の情報を検討し、利用・是正が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
  - ニ 当社取締役及び当社グループの取締役は、各部門の業務執行の適正性を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
  - ホ 当社の経営企画室は、当社及び当社グループの内部監査を実施・統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。監査業務の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じ取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。
  - ヘ 監査等委員会は、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び経営企画室との緊密な連携等の確な体制を構築する。
  - ト 当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - イ 監査等委員会は、経営企画室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役、経営企画室責任者等の指揮命令を受けないものとする。
  - ロ 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。
  
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - イ 代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
  - ロ 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。
    - a 経営企画室が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
    - b リスク管理の状況
    - c コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
    - d 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
    - e 取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
    - f その他上記a～eに準じる事項
  
- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - イ 監査等委員会への報告を行った者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
  - ロ 監査等委員会へ報告を行った者及びその内容については、内部通報制度に基づき厳重に管理する。
  
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用又は債務処理に係る方針  
監査等委員が適切な監査を行うために必要となる監査費用を支弁する。
  
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ 監査等委員の過半数は社外取締役とし、対外透明性を確保する。
  - ロ 監査等委員会が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、または必要に応じて公認会計士、コンサルタント等の専門家から、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 取締役会は18回開催し、経営方針及び経営戦略等に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。
- ② 監査等委員会は14回開催し、監査等委員会監査等基準に基づき、監査方針、監査計画、監査の実施、結果報告等を行っております。また、経営企画室が実施した内部監査の結果報告及び会計監査人から四半期毎の報告等を受けております。さらに、取締役会以外の社内会議への参加及び職務の執行状況について書類の閲覧、実地検査を実施しております。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や財政状況の推移及び今後の事業計画等を十分に勘案しながら剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当事業年度の剰余金の配当につきましては、普通配当14円（うち中間配当金7円）とさせていただきますを予定しております。

なお、次期（2022年2月期）の配当につきましては、上記の方針並びに通期の業績見通し等を踏まえ、1株当たり中間配当金7円、期末配当金7円を予定しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>26,092</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,316</b>
現金及び預金	6,318	支払手形及び買掛金	1,327
受取手形及び売掛金	68	1年内償還予定の社債	140
販売用不動産	5,771	短期借入金	10,758
仕掛販売用不動産	13,570	未払法人税等	176
その他	363	前受金	1,245
<b>固定資産</b>	<b>2,609</b>	賞与引当金	7
<b>有形固定資産</b>	<b>2,191</b>	株主優待引当金	11
建物及び構築物	876	その他	650
土地	1,294	<b>固定負債</b>	<b>7,819</b>
リース資産	16	社債	920
その他	3	長期借入金	6,626
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	退職給付に係る負債	27
ソフトウェア	0	その他	245
<b>投資その他の資産</b>	<b>416</b>	<b>負債合計</b>	<b>22,135</b>
投資有価証券	16	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	162	<b>株主資本</b>	<b>6,569</b>
その他	279	資本金	736
貸倒引当金	△41	資本剰余金	606
		利益剰余金	5,410
		自己株式	△183
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△2</b>
		その他有価証券評価差額金	△2
		<b>純資産合計</b>	<b>6,566</b>
<b>資産合計</b>	<b>28,702</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>28,702</b>



## 連結損益計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	16,669
売上原価	13,533
売上総利益	3,136
販売費及び一般管理費	2,156
営業利益	979
営業外収益	
受取利息及び配当金	0
業務受託料	8
違約金収入	37
その他	7
営業外費用	
支払利息	168
開発事業撤退損	40
その他	11
経常利益	813
特別損失	0
税金等調整前当期純利益	813
法人税、住民税及び事業税	268
法人税等調整額	△2
当期純利益	548
親会社株主に帰属する当期純利益	548

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2020年3月1日残高	736	606	4,953	△189	6,106
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当	-	-	△83	-	△83
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	548	-	548
自己株式の処分	-	-	△8	45	37
自己株式の取得	-	-	-	△40	△40
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当連結会計年度変動額合計	-	-	457	5	462
2021年2月28日残高	736	606	5,410	△183	6,569

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2020年3月1日残高	△3	△3	6,102
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当	-	-	△83
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	548
自己株式の処分	-	-	37
自己株式の取得	-	-	△40
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	0
当連結会計年度変動額合計	0	0	463
2021年2月28日残高	△2	△2	6,566

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

- 1 連結の範囲に関する事項  
すべての子会社を連結しております。  
連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称  
株式会社トラストコミュニティ
- 2 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- 4 会計方針に関する事項
  - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - ①有価証券  
その他有価証券  
時価のあるもの  
決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。  
時価のないもの  
移動平均法による原価法を採用しております。
    - ②たな卸資産  
販売用不動産・仕掛販売用不動産  
個別法による原価法を採用しております(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)。
  - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
その他	2～20年

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ①担保に供している資産

仕掛販売用不動産	1,897百万円
建物及び構築物	729百万円
土地	945百万円
計	3,572百万円

#### ②担保に係る債務

短期借入金	1,166百万円
長期借入金	1,514百万円
計	2,681百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 385百万円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年度末
普通株式 (株)	6,167,000	—	—	6,167,000

### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計 年度期首	増 加	減 少	当連結会計 年度末
普通株式 (株)	233,767	66,400	60,089	240,078

(注) 自己株式の増加は、2019年8月19日開催の取締役会決議に基づく買付けによるものであり、減少は譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分によるものであります。

### (3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 配当に関する事項

##### ①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41	7.00	2020年2月29日	2020年5月28日
2020年10月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	41	7.00	2020年8月31日	2020年11月6日

##### ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41	7.00	2021年2月28日	2021年5月31日

#### 金融商品に関する注記

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については銀行借入及び社債により調達しております。また、デリバティブ取引については行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に不動産の取得及び開発に係る資金調達や運転資金等を目的としたものであり、返済期間は主として3年以内であります。借入金及び社債は、金利の変動リスクに晒されております。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、各部署並びに管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

## ②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金の支払金利の変動リスクを回避するため、固定金利により借入を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行出来なくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

2021年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	6,318	6,318	—
(2) 受取手形及び売掛金	68	68	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6	6	—
資産計	6,393	6,393	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,327	1,327	—
(2) 未払法人税等	176	176	—
(3) 短期借入金	4,700	4,700	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金 を含む）	12,685	12,684	△0
(5) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	1,060	1,048	△11
負債計	19,949	19,936	△12

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

その他有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）、(5) 社債（1年内償還予定の社債を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。



## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	2021年2月28日
非上場株式	10

非上場株式については、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、山口県及びその他の地域において、賃貸用の駐車場、オフィスビル等（土地を含む）を有しております。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (自 2020年3月1日 至 2021年2月28日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,710
	期中増減額	△34
	期末残高	1,676
期末時価		2,135

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、当連結会計年度の増加額は賃貸用不動産の設備更新2百万円、減少額は減価償却費36百万円であります。

3. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額によっております。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,107円88銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	92円60銭

# 貸借対照表

(2021年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>25,439</b>	<b>流動負債</b>	<b>14,157</b>
現金及び預金	5,709	買掛金	1,274
売掛金	25	1年内償還予定の社債	140
販売用不動産	5,771	短期借入金	10,741
仕掛販売用不動産	13,571	未払金	140
その他の他	361	未払費用	12
<b>固定資産</b>	<b>2,149</b>	未払法人税等	128
<b>有形固定資産</b>	<b>1,765</b>	前受金	1,245
建物	858	預り金	205
構築物	3	賞与引当金	5
車両運搬具	2	株主優待引当金	11
工具、器具及び備品	1	その他の他	254
土地	881	<b>固定負債</b>	<b>7,530</b>
リース資産	16	社債	920
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	長期借入金	6,448
ソフトウェア	0	退職給付引当金	20
<b>投資その他の資産</b>	<b>383</b>	その他の他	141
投資有価証券	16	<b>負債合計</b>	<b>21,688</b>
関係会社株式	10	<b>(純資産の部)</b>	
繰延税金資産	140	<b>株主資本</b>	<b>5,902</b>
その他の	216	資本金	736
		資本剰余金	606
		資本準備金	606
		利益剰余金	4,744
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	4,743
		別途積立金	80
		繰越利益剰余金	4,663
		自己株式	△183
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>△2</b>
		その他有価証券評価差額金	△2
<b>資産合計</b>	<b>27,588</b>	<b>純資産合計</b>	<b>5,899</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>27,588</b>

# 損益計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	16,077
売上原価	13,228
売上総利益	2,849
販売費及び一般管理費	2,065
営業利益	783
営業外収益	
受取利息及び配当金	0
違約金収入	37
その他	9
営業外費用	
支払利息	166
開発事業撤退損	40
その他	11
経常利益	612
特別損失	0
税引前当期純利益	612
法人税、住民税及び事業税	196
法人税等調整額	0
当期純利益	416

## 株主資本等変動計算書

(2020年3月1日から  
2021年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
					別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
2020年3月1日残高	736	606	606	0	80	4,338	4,418	△189	5,571
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	△83	△83	-	△83
当期純利益	-	-	-	-	-	416	416	-	416
自己株式の処分	-	-	-	-	-	△8	△8	45	37
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△40	△40
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	325	325	5	330
2021年2月28日残高	736	606	606	0	80	4,663	4,744	△183	5,902

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2020年3月1日残高	△3	△3	5,568
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△83
当期純利益	-	-	416
自己株式の処分	-	-	37
自己株式の取得	-	-	△40
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	331
2021年2月28日残高	△2	△2	5,899

## 個別注記表

### 重要な会計方針に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産・仕掛販売用不動産

個別法による原価法を採用しております（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方式により算定）。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

構築物 10～50年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 4～20年

##### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (2) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

### 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ①担保に供している資産

仕掛販売用不動産	1,897百万円
建物	718百万円
土地	533百万円
計	3,149百万円

##### ②担保に係る債務

短期借入金	1,149百万円
長期借入金	1,336百万円
計	2,485百万円

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

380百万円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務	1百万円
長期金銭債務	1百万円

#### (4) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

長期金銭債務	1百万円
--------	------

**損益計算書に関する注記**

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

3百万円

仕入高

11百万円

その他の営業取引高

1百万円

営業取引以外の取引高

4百万円

**株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 240,078株

**税効果会計に関する注記**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

減価償却費

82百万円

未払事業税

8百万円

その他

55百万円

繰延税金資産小計

146百万円

評価性引当額

-百万円

繰延税金資産合計

146百万円

(繰延税金負債)

資産除去債務

6百万円

繰延税金資産の純額

140百万円

**1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額

995円39銭

(2) 1株当たり当期純利益金額

70円30銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

株式会社エストラスト  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
広島事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 宮本 芳樹 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 秀敏 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エストラストの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エストラスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年4月15日

株式会社エストラスト  
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ  
広島事務所  
指定有限責任社員 公認会計士 宮本 芳樹 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 秀敏 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エストラストの2020年3月1日から2021年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年3月1日から2021年2月28日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年4月16日

株式会社エストラスト 監査等委員会

常勤監査等委員 沖 元 憲 裕 ㊟

監査等委員 松 田 和 久 ㊟

監査等委員 杉 本 康 平 ㊟

(注) 監査等委員 沖元憲裕及び杉本康平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や財政状況の推移及び今後の事業計画等を十分に勘案しながら剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

このような方針に基づき、当期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 7円

総額 41,488,454円

#### ③剰余金の配当が効力を生じる日

2021年5月31日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。なお、候補者の選定に関し、監査等委員会からは特段の意見はありませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつかわ とおる 松川 徹 (1968年10月3日) (再任)	1994年4月 関門通商株式会社入社 1999年4月 当社入社 2004年3月 当社取締役営業部長 2005年11月 株式会社トラストコミュニティ取締役（現任） 2008年3月 当社常務取締役営業部長 2013年5月 当社代表取締役専務 2018年5月 当社代表取締役社長(現任)	111,727株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社が供給する分譲マンション「オーヴィジョン」の販売に長く携わり、営業部長等を歴任し、事業戦略の意思決定にも長く携わっております。不動産開発に関し幅広い経験と見識を有しており、今後の事業展開への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	ふじた たかひさ 藤田 尚久 (1970年6月28日) (再任)	1991年4月 株式会社ダン総合会計事務所入社 1993年6月 株式会社田村会計事務所入社 1998年6月 有限会社アーリーコンピュータ入社 2006年1月 当社入社 2007年9月 株式会社トラストコミュニティ 監査役 (現任) 2010年5月 当社取締役管理部長 2013年5月 当社常務取締役 2019年5月 当社専務取締役(現任)	14,635株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社が供給する分譲マンションの資金調達や社内体制の整備、内部統制システムの整備等、コーポレートガバナンス構築に幅広く携わってきました。また、IR担当取締役としてステークホルダーに対する情報発信への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p>			
3	ふじもと たかし 藤本 隆史 (1977年8月24日) (再任)	1996年4月 株式会社原弘産入社 2001年8月 当社入社 2007年9月 株式会社トラストコミュニティ取締役 (現任) 2008年5月 当社取締役事業開発部長 2013年5月 当社常務取締役事業開発部長 2018年3月 当社常務取締役 (現任)	38,159株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社が供給する分譲マンション「オーヴィジョン」の販売に加え、用地仕入・事業計画立案等、不動産開発全般に幅広く携わってきました。不動産開発全般に関し深い見識を有しており、今後の事業展開・後進の育成への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p>			



候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	なかやま きみひろ 中山 公宏 (1977年2月6日) (再任)	1999年4月 ジェイジーエム住宅販売株式会社入社 2002年4月 ランドトラック有限会社入社 2007年6月 当社入社 2013年5月 当社取締役建設部長 2018年5月 当社常務取締役建設部長(現任)	4,947株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社が供給する分譲マンションの企画立案から広告戦略の策定、設計等に幅広く携わり、2013年5月以降、建設部長を現任しております。今後の不動産事業の展開への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p>			
5	こばやし さとし 小林 聖 (1980年5月9日) (再任)	2006年9月 当社入社 経営企画室 2015年3月 当社事業開発部 課長 2018年3月 当社事業開発部長 2018年5月 当社取締役事業開発部長(現任) 2020年5月 株式会社トラストコミュニティ取締役(現任)	3,165株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>当社経営企画室にて経営計画の策定等に従事した後、事業開発部長を現任しております。コーポレートガバナンス体制の構築及び不動産開発全般に関する幅広い経験を有しており、今後の事業展開への貢献が期待できることから、取締役候補者としております。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	やまね こうじ 山根 康路 (1972年8月10日) (社外取締役・再任)	2009年12月 山口県弁護士会登録 2009年12月 沖田法律事務所入所 2016年1月 福岡弁護士会登録 2016年1月 山根総合法律事務所設立 代表(現任) 2019年5月 当社社外取締役(現任)	一株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>弁護士としての知見及び専門分野を含めた幅広い経験・見識を有しております。当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見を述べており、今後も引き続き取締役会の透明性の向上及び監督機能が期待できることから、社外取締役候補者としております。</p>			
7	の だ か お り 野 田 芳 (1979年4月22日) (社外取締役・新任)	2007年12月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2011年6月 公認会計士登録 2017年10月 福岡寿税理士法人 入所 2018年1月 税理士登録 2018年7月 野田公認会計士事務所設立 代表(現任)	一株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>公認会計士・税理士としての知見及び専門分野を含めた幅広い経験・見識を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において適正性及び妥当性の見地から適切な提言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 山根康路氏及び野田芳氏は、社外取締役候補者であります。  
なお、当社は山根康路氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
  - 山根康路氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
  - 取締役候補者である山根康路氏が取締役役に再任された場合、当社は当社定款第32条に基づき、会社法第427条に定める責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者野田芳氏が取締役役に就任した場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条に規定する最低責任限度額といたします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おきもと のりひろ 沖元 憲裕 (1950年5月10日) (社外取締役・再任)	1969年4月 沖元工業所入社 1976年12月 熊野浩税理士事務所入所 1980年9月 正木眞喜男税理士事務所入所 2005年5月 株式会社ハーモニー入社（現税理士法人維新） 2010年5月 当社監査役 2015年5月 当社社外取締役監査等委員（現任）	500株
社外取締役候補者とした理由 税理士事務所に勤めた経験から、専門分野を含めた幅広い経験・見識を有しております。過去6年間、当社の社外取締役監査等委員として公正かつ客観的な立場から適切な意見を述べており、今後も取締役会等における意思決定に参加することで業務執行に対する監督機能の強化が期待できることから、社外取締役候補者としております。			
2	すぎもと こうへい 杉本 康平 (1976年11月14日) (社外取締役・再任)	1999年7月 株式会社PFU入社 2000年12月 株式会社神奈川学習センター入社 2004年3月 小林税理士事務所入所 2005年12月 有限会社あらた設立 代表取締役（現職） 2006年4月 中国税理士会登録 2006年5月 杉本康平税理士事務所設立（現職） 2011年5月 当社監査役 2015年5月 当社社外取締役監査等委員（現任）	500株
社外取締役候補者とした理由 税理士としての知見及び専門分野を含めた幅広い経験・見識を有しております。過去6年間、当社の社外取締役監査等委員として公正かつ客観的な立場から適切な意見を述べており、今後も取締役会等における意思決定に参加することで業務執行に対する監督機能の強化が期待できることから、社外取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	もりゆたか 森 豊 (1957年11月18日) (社外取締役・新任)	1995年4月 福岡県弁護士会登録 1995年4月 伊達法律事務所入所	一株
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>弁護士としての知見及び専門分野を含めた幅広い経験・見識を有しており、当社の業務執行に関する意思決定において適正性及び妥当性の見地から適切な提言をいただくことが期待できることから、社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 沖元憲裕氏、杉本康平氏及び森豊氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 沖元憲裕氏、杉本康平氏及び森豊氏は、社外取締役候補者であります。
3. 沖元憲裕氏及び杉本康平氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、沖元憲裕氏及び杉本康平氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。なお、杉本康平氏の経営する杉本康平税理士事務所と当社との間には、当社の所有する賃貸ビルに係る賃貸借契約を締結しており、一般消費者としての通常取引であります。独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
5. 取締役候補者である沖元憲裕氏、杉本康平氏が取締役になされた場合、当社は当社定款第32条に基づき、会社法第427条に定める責任限定契約を継続する予定であります。また、取締役候補者森豊氏が取締役に就任した場合には、同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条に規定する最低責任限度額といたします。

**【取締役の選任を行うにあたっての方針と手続き】**

当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性と適正規模を勘案し、取締役の選任等の手続きを、次のとおりとしております。

※取締役会は、取締役の全員について、豊富な実務経験及び高い見識・倫理観を有し、リーダーシップの有無、人格、能力等を総合的に判断することを基本方針とし、次の基準を満たす者を選任・指名いたします（なお、監査等委員である取締役については、監査等委員会の同意を要するものといたします）。

- ・代表取締役については、当社及び業界の業務全般に精通し、業務の執行及び経営判断に必要な高い見識を有すること
- ・取締役（役付取締役を含む）については、業務分担に応じた高い専門能力を有し、適確・迅速に業務を執行する能力を有すること
- ・常勤監査等委員である取締役については、適法性を確保するための監視能力及び当社における適切な情報収集能力を有すること
- ・監査等委員である独立社外取締役については、当社の（独立性等に関する判断基準）を満たし、適法性を確保するための監視能力及び当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値を図る能力を有すること

**【社外役員の独立性判断基準】**

当社は、社外取締役（候補者である場合を含む）が、東京証券取引所の定める独立性判断基準に加え、次の（独立性等に関する判断基準）（1）及び（2）に該当しない場合、当社社外取締役に独立性があるものと判断いたします。また、社外取締役を含む取締役の兼任会社数として、（3）によるものとします。

（独立性等に関する判断基準）

- （1）法律、会計又は税務等の専門家として、当社からの報酬又は支払いが、個人の場合は、過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円以上となる場合。法人等の場合（個人が所属する場合は、過去3事業年度の平均で当該法人等の営業収益の2%以上となる場合）
- （2）業務執行者として在職する非営利団体に対する当社からの寄付金が過去3事業年度の平均で1事業年度当たり1,000万円又は当該団体の年間総費用の20%のうち、いずれかの大きい額を超える場合
- （3）上場会社の役員（取締役、監査役又は執行役）の兼任は、当社のほかに2社以内

**【取締役報酬の決定方針と手続】**

取締役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬額の上限額の範囲内で指名・報酬委員会にて審議し、取締役会において決定しております。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、株主からの信任によって選任され、当社の価値の最大化を目的として経営に当たることが自己の責務であることを常に認識しております。そのため、会社の経営成績、担当する部門の業績に強い責任を持つとの会社方針の下、取締役の報酬額は、毎年、業務分担の状況及び会社への貢献度等を参考に決定します。また、監査等委員である取締役の報酬額は、常勤または非常勤の別、業務分担の状況を考慮し、監査等委員会で協議のうえ決定いたします。

#### 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役 笹原友也氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたしますので、在任中の功労に報いるため、退職慰労金300百万円を贈呈いたしたく存じます。

なお、退職慰労金の贈呈時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案に関しましては、社外取締役がメンバーの半数を占める指名・報酬委員会の審議及び答申を経ております。

退任取締役の略歴は、次の通りであります。

ふりがな 氏名	略歴
ささはらともなり 笹原友也	1999年1月 当社代表取締役社長 2018年5月 当社代表取締役会長(現任)

以上



## 株主総会会場ご案内略図

・会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



場所 山口県下関市竹崎町四丁目4番8号 シーモール2階  
シーモールパレス ダイアモンドの間  
下関駅（山陽本線）より徒歩5分・下関ICより車で20分  
電話（シーモールパレス）083-231-7000

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルスの感染が広がっています。

株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

※株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



地球環境に配慮した  
植物油インキを使用しています。